

前橋市職員の育児休業等に関する条例の改正について（議案第86号）

職員課

1 改正の理由

地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、当該職員が育児休業等を取得することができるようにするため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 一定の非常勤職員（引き続き在職した期間が1年以上であること、子が1歳6か月又は2歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれること等の要件を満たす者等）は、子の養育の事情に応じ、子が1歳、1歳2か月、1歳6か月又は2歳に達する日まで育児休業をすることができることとする。
- (2) 引き続き在職した期間が1年以上であること等の要件を満たす非常勤職員は、部分休業（3歳に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内の時間について勤務しないこと。）をすることができることとする。

3 施行期日

令和2年4月1日